令和5年10月定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和5年10月25日(水) 開会15時 閉会16時20分

2 場 所 福井市役所 8 階第 1 委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二

教育長職務代理者春木 伸一教育委員多田 和博教育委員宮郷 美千代教育委員粟原 知子

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏 少年対策参事官 前田 俊行 小倉 敏之 教育次長 図書館統括館長 西行 裕 教育総務課長 諏訪 光宏 学校教育課長 酒井 睦夫 保健給食課長 木下 武明 高比良 博則 生涯学習課長 橋詰 正弘 青少年課長 塩見 伸治 スポーツ課長 文化財保護課長 渡邉 貴美 図書館長 中野 裕三 井土 博之 みどり図書館長 桜木図書館長 嶋津 康弘 調整参事 新井 敏男 教育総務課 副課長 山田 治 教育総務課 課長補佐 槙野 克典 教育総務課 主幹 内田 佳邦

4 議 題

議事

第24号議案 市議会定例会提出議案(令和5年度一般会計補正予算)に同意すること について

第25号議案 市議会定例会提出議案(福井市学校設置条例の一部改正について)に同

意することについて

第26号議案 市議会定例会提出議案(福井市の児童館の指定管理者の指定について)

に同意することについて

第27号議案 市議会定例会提出議案(福井市学校給食センター設置条例の一部改正に

ついて) に同意することについて

第28号議案 市議会定例会提出議案(福井市体育施設条例の一部改正について)に同 意することについて

第29号議案 市議会定例会提出議案(福井市地域交流センターの設置及び管理に関す る条例の制定について)に同意することについて

報告

- (1) 九頭竜中学校の整備について
- (2) 第2期福井市スポーツ推進計画(素案)に係るパブリックコメントの実施について

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3)会議録署名委員の指名 春木 委員 粟原 委員
- (4)議事の要旨

教育長

まず、第24号議案から第29号議案について、市議会上程前につき、非公開を要する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、ご異議ないか。

― 異議なし ―

教育長

ご異議ないようなので、第24号議案から第29号議案については非公開とする。非公開の案件については、後ほど審議する。

それでは、報告(1) 九頭竜中学校の整備について、事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

九頭竜中学校の整備について、9月に実施設計が終了したため報告する。

今後は、令和6年度からの建設工事に向け、敷地の造成工事を令和5年度内に完了させる。建設スケジュールについては、11月に入札公告、12月に開札、3月議会を経て本契約を結び、令和6年4月に着工する予定である。工事完了は令和7年10月を予定しており、令和8年の4月に開校する。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

春木委員

近年、人手不足が深刻化しており、入札も不調となることが増えているが、九頭 竜中学校の整備工事の見通しは。

事務局

(教育総務課長)

設計は建設部が担当しているが、工事の規模に応じて業者が入札しやすいよう、 連絡を密にしていきたい。 教育長

不調となった場合、どの程度の遅れが見込まれるか。

事務局

(教育総務課長)

3月議会までに、もう1回入札が可能だが、それも不調となると半期遅れること になる。そうならないよう、建設部と協議していく。

教育長

当初の設計との変更点はあるのか。

事務局

(教育総務課長)

体育館等の変更で、ZEB(ゼロエネルギービル)の対象となる面積が減少し、 ZEBオリエンテッドからZEBレディに変更となったが、その他の変更は無い。

教育長

次に、報告(2)第2期福井市スポーツ推進計画(素案)に係るパブリックコメントの実施について、事務局から説明を求める。

事務局

(スポーツ課長)

第2期福井市スポーツ推進計画(素案)に係るパブリックコメントの実施について、平成26年に策定した「福井市スポーツ推進計画」の期間が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度から令和10年度までの「第2期福井市スポーツ推進計画」を策定する。

今回、福井市スポーツ推進審議会が策定した素案の内容について、パブリックコメントを実施するものである。パブリックコメントは11月2日から27日にかけて募集し、2月に結果を公表する予定である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

春木委員

スポーツの定義について、参加者の少ないものや、eスポーツなど境界線が不明瞭なものは、どのように取り扱うのか。

事務局 (スポーツ課長)

第2期福井市スポーツ推進計画(概要版)にも「誰もがスポーツに参加しやすい DXの推進」とあるとおり、eスポーツ等についても取り入れていきたいと考えて いる。

教育長

国の「第3期スポーツ基本計画」にも、一部eスポーツが含まれており、国としてもeスポーツも取り入れていく方向性かと思う。

粟原委員

子ども基本法では「子どもたちの意見も取り入れていく」としているが、このような計画を策定する際、子どもたちの意見を聞く機会はあるのか。

事務局

(スポーツ課長)

子どもたちから直接意見を聞いた訳ではないが、スポーツ推進審議会には体育の 先生にも入っていただいているので、間接的には子どもたちの意見も取り入れられ ていると考えている。なお、パブリックコメントには年齢制限が無いため、子ども も直接意見を提出することができる。 教育長

パブリックコメントの結果については、改めて報告する。

それでは、先ほど非公開と決した案件の審議に入る。

傍聴人は居ないため、このまま続ける。

第24号議案 市議会定例会提出議案(令和5年度一般会計補正予算)に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

令和5年度一般会計補正予算について、原油価格や電気・ガス料金等の高騰により、学校施設の電気料の予算不足が見込まれるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充て、91、303千円、補正するものである。

事務局

(学校教育課長)

市内の児童館25館の運営及び維持管理に係る指定管理者への5年間の委託料について、874,750千円、債務負担行為を設定するものである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

学校の光熱水費については国の交付金もあるが、来年度以降も高騰が見込まれる。 児童館については5年間の委託料だが、指定管理料は上がっているのか。

事務局

(学校教育課長)

児童館の指定管理料については、人件費等が上がっているが、詳細は後ほどの第 26号議案で説明させていただく。

教育長

質疑を終結する。第24号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第24号議案は原案のとおり承認する。

次に、第25号議案 市議会定例会提出議案 (福井市学校設置条例の一部改正について) に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

福井市学校設置条例の一部改正について、殿下中学校を廃校とするため、条例の 一部を改正するものである。

福井市学校規模適正化検討委員会の提言を受け、殿下地区と協議した結果「殿下小学校の休校及び殿下中学校の廃校」の意向があり、殿下中学校を廃校することとなった。現在、殿下中学校に通っている生徒の通学区域は、清水中学校に変更となる。殿下小学校は生徒がいるため、未だ休校にはしない。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

清水中学校へのスクールバスは来年度から運行されるのか。

殿下小学校には何人の生徒が残るのか。

事務局

スクールバスについては、来年度から運行できるよう予算を要求している。

(学校教育課長)

運行は、月曜~金曜及び部活動がある間は土曜も運行する。 殿下小学校には、令和6年度に5年生が1人通うことになる。

多田委員

条例の殿下中学校の部分を削るだけで、他の関連する条例等に影響は無いのか。

事務局

(学校教育課長)

条例の別表第2に殿下中学校の名称と位置が記載されているのみなので、他に影響が及ぶ条例等はない。

教育長

殿下中学校の閉校式は。

事務局

(学校教育課長)

閉校式は3月に予定している。殿下地区と協議の上、正式に決定したら教育委員 の方々にご案内させていただく。

教育長

質疑を終結する。第25号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第25号議案は原案のとおり承認する。

次に、第26号議案 市議会定例会提出議案 (福井市の児童館の指定管理者の指定について) に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局 (学校教育課長)

福井市の児童館25館の指定管理者の指定について、市の要求基準を満たした事業者を、指定方式により選定するものである。

期間は、令和6年4月1日から11年3月31日までの5年間である。

事業者は、くりのみ児童館を除く24館は福井市社会福祉協議会を選定、くりの み児童館は社会福祉法人竹伸会を選定している。

先ほども質問のあった指定管理料については、人件費や光熱費の上昇に伴い増加 している。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

粟原委員

ここに含まれていない児童館で、学校の中にある児童館(例:春山小)の費用は 学校の予算から出ているのか。

事務局 (学校教育課長) ここに含まれていない児童館の費用は、これとは別の市の予算から出ている。学 校の予算を使っている訳ではない。

春木委員

社会福祉協議会と竹伸会以外で、指定管理者に名乗りを上げる団体はないのか。

事務局

公募による選定ではなく、指定方式で選定している。今回の選定で第5期目にな

(学校教育課長)

るが、福井市社会福祉協議会のこれまでの実績や竹伸会の地域での実績を考慮し、 選定委員会による指定方式で事業者を選定した。

春木委員

他の事業者から苦情等はないのか。

事務局

(学校教育課長)

今のところ、特に苦情等はない。児童クラブについては、民間に委託しているケースもあるが、児童館は社会福祉協議会が運営している。

事務局

(教育部長)

公募ではなく指定方式とした理由について、児童館は市の公の施設として一定の 水準を満たす必要があり、市内24館全てでこれを達成できるのは、社会福祉協議 会が最も適しているためである。

くりのみ児童館は、清水町時代の児童館立ち上げ当時から竹伸会が関わっており、これまでの実績も踏まえて引き続きお願いしている。

春木委員

対外的に、一貫した説明が可能であればよい。

教育長

児童クラブの人手が足りない。辞めた後の補充が難しい。

事務局 (学校教育課長)

児童クラブの職員については、校長会でも教員の退職後の仕事として案内してい る。

教育長

質疑を終結する。第26号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第26号議案は原案のとおり承認する。

次に、第27号議案 市議会定例会提出議案(福井市学校給食センター設置条例の一部改正について)に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局

(保健給食課長)

福井市学校給食センター設置条例の一部改正について、北部及び南部の学校給食センターの機能を統合し、新たに福井市学校給食センターを設置することから、条例の一部を改正するものである。

福井市学校給食センターの建設については、令和6年1月末に整備を完了し、4 月に供用開始となる。

福井市学校給食センターの名称については、他市町の例を参考に、学校給食運営 委員会で承認を得て設定した。

整備は順調に進んでおり、現在の進捗は7割程度である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

多田委員

新しくできる施設の名称「福井市学校給食センター」と、条例の名称「福井市学 校給食センター設置条例(こちらは美山学校給食センターを含む)」が同じだが、 混同しないか。

教育長

例えば、条例の名称を「福井市学校給食施設設置条例」に変更することは可能 か。

教育次長

条例の名称を変更することは可能である。

教育長

北部と南部の給食センター施設は、廃止後どうなるのか。

事務局

北部と南部の給食センターは、廃止後、基本的には解体する。ただ、利活用案が (保健給食課長) あれば探っていきたい。

教育長

新しい給食センターが竣工した際は、ぜひ教育委員にも見ていただきたい。 質疑を終結する。第27号議案について、原案のとおり承認することにご異議な いか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第27号議案は原案のとおり承認する。

次に、第28号議案 市議会定例会提出議案(福井市体育施設条例の一部改正に ついて)に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局 (スポーツ課長)

福井市体育施設条例の一部改正について、福井市スポーツ公園サッカー場を改修 し、福井市フットボールセンターとして供用を開始するにあたり、施設名称及び使 用料を定めるものである。

また、施設マネジメントアクションプランに基づき、適切な受益者負担を求める ため、市外居住者の使用料の加算割合を見直す。

その他、天然芝から人工芝への変更及び照明設備の整備に伴い、利用期間及び利 用時間を延長し、利用者の利便性向上を図る。

各種使用料について、市民に分かりやすい料金とするため、10円未満の端数を 切り捨てる。

施行日について、フットボールセンターに関することは令和6年3月1日、フッ トボールセンター以外に関することは令和6年4月1日とする。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

多田委員

市民に分かりやすい料金とするため、10円未満を切り捨てたと説明されたが、 昨今の社会情勢に鑑みて、値下げしても大丈夫か。また、スポーツ公園の野球場照 明灯は、10円未満が切り捨てられていないが、何か理由があるのか。

事務局

(スポーツ課長)

10円未満の切り捨てに関しては、市民サービスの向上のため実施する。スポーツ公園の野球場照明灯については、フットボールセンター以外に関することであるため、4月1日から10円未満を切り捨てた料金となる。(3月1日からの新旧対照表では10円未満の端数が残っている。)

教育長

質疑を終結する。第28号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第28号議案は原案のとおり承認する。

次に、第29号議案 市議会定例会提出議案(福井市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について)に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局

(図書館長)

福井市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、福井市立 図書館と連携し、市民の生涯学習と交流の場を提供することにより、地域の社会教 育の促進を図るため、福井市地域交流センターを設置するものである。

施行期日は、公布の日から6月を超えない範囲で、規則で定める。

施設の概要は、ラウンジや多目的ホールの他、屋外にはつながり広場を設ける。 開館時間や休館日については、図書館と同様とする。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。 竣工はいつの予定か。

事務局 (図書館長)

竣工は12月の予定だが、その後、外構工事と図書の搬入作業があるため、オープンは5月を予定している。

多田委員

使用料(第6条)にある超過使用料について、割増にならずに時間単価と同額なのか。また、屋内や屋外スペースの1㎡当たりは、どのように計測するのか。

事務局 (統括館長)

超過使用料は、時間区分を超過した場合に適用する。例えば、午前($9\sim12$ 時)に借りた人が、12時を超えた場合、30分を過ぎると1, 870円超過使用料がかかる。更に13時を超えると、午後($13\sim17$ 時)の使用料7, 480円がかかる。

事務局

(図書館長)

屋内や屋外スペースの面積は、自己申告による。料金は福井市中央公園の使用料を参考に設定している。

春木委員

多目的ホールの主な利用客については、何か想定があるのか。

事務局

(図書館長)

多目的ホールはどなたでも利用可能であるため、主な利用客について想定はして いない。図書館の行事では優先的に使用していく。

教育長

地域交流センターの施設は、いつから予約が可能か。

事務局

(図書館長)

令和6年4月1日から受付を開始する。

粟原委員

駐車場はあるのか。また、駐車場は有料か。

事務局

(図書館長)

駐車場は、以前の63台から81台に拡張している。駐車場は、無料で利用できる。

教育長

質疑を終結する。第29号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

― 異議なし ―

教育長

異議なしと認める。よって、第29号議案は原案のとおり承認する。

予定していた審議事項は以上だが、その他、報告事項について、事務局から説明 を求める。

事務局 (教育総務課長) ─ 行事予定表(10月~12月)について、資料をもとに説明 ─

教育長

その他、ご質問等はないか。

多田委員

教育委員会の議事録について、今回の議案のように市議会定例会提出議案の ため会議が非公開だった場合、これまでは議事録も非公開であったが、市議会 後(非公開の理由が消滅後)は議事録を公開できるのではないか。

事務局

(教育総務課長)

市議会定例会提出議案で会議が非公開であっても、議事録は市議会後であれば公開できるため、今後は市議会後に議事録を公開していく。

ただし、非公開の理由が市議会定例会提出議案でないものについては、今後 も非公開を要するものもある。

春木委員

新型コロナウイルス感染症が流行する前、静岡の給食センターを見学したことがあった。今回、福井市も、給食センターやフットボールセンター、図書館など新しい施設を整備したわけだが、他市町から視察の要望はあるのか。

事務局

(保健給食課長)

給食センターへ視察の要望はまだないが、新型コロナウイルス感染症が沈静 化した今後は、問い合わせがあるかもしれない。

事務局

(スポーツ課長)

フットボールセンターは、北陸3県であまり使用されていない人工芝を使っているため、富山県より視察の要望があった。

事務局

(図書館長)

図書館は、まだ視察の要望はない。

多田委員

地域交流センターなどは、市民が写真を撮ってSNSに上げることも考えられる。勉強の邪魔になってはいけないので、写真がOKの場所とNGの場所を示してあげると、市民も撮りやすいのではないか。武雄市などは、写真が映える場所を指定していたりもする。

教育長

図書館は、原則撮影禁止だったと思うが、新しい施設のPRにつながるような写真の撮影スポットについては、今の時代に合わせ、利用客のプライバシーにじゅうぶん配慮した上で検討していただきたい。

他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いする。

事務局

次回の定例教育委員会について、11月29日(水)15時から、場所は福井市 役所8階第3委員会室にて開催するので、ご出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和5年11月28日

署名委員 春木 伸一

署名委員 粟原 知子

会議録作成職員 内田 佳邦